

国民保護に関する埼玉県計画 資料編（案）

平成 17 年 9 月
埼 玉 県

目 次

1 . 実施体制	
1 各機関の担当部所、連絡方法、主な措置について	1
市町村	1
消防	6
指定行政機関	7
指定地方行政機関	8
指定公共機関	14
指定地方公共機関	24
指定地方行政機関及び指定公共機関の連絡先は、それぞれの国民保護計画及び国民保護業務計画で明らかになるため、災害時の窓口または代表番号を記入している。	
2 . 避難	
1 避難施設の数、面積、収容人員について	28
3 . 救援	
1 物資及び医薬品の備蓄状況について	30
県内の備蓄状況	30
県の備蓄状況	31
各市町村の備蓄状況	32
2 県内の災害拠点病院・救急救命センター・感染症指定医療機関一覧	36
3 県内に所在する血液センター一覧	36
4 救援の程度、方法（厚生労働省告示第343号）	37
5 県内火葬場一覧	42
6 公用令書の様式	43
収用	43
保管	44
使用	45
取消	46
公用令書文書台帳	47
7 安否情報関係様式	51
安否情報報告書様式	51
安否情報照会書様式	52
安否情報回答書様式	53

4 . 応急措置	
1 生活関連等施設、危険物質等の定義	5 4
生活関連等施設の定義	5 4
危険物質等の定義	5 5
2 危険物等取扱者に対する措置について	5 7
3 生活関連等施設、危険物質等の状況	
(国からの情報提供後追加)	
県内の生活関連等施設数	
発電所及び変電所一覧	
ガス施設一覧	
水道施設一覧	
鉄道・軌道施設一覧	
電気通信施設一覧	
放送局一覧	
ダム一覧	
- 消防法上の危険物取扱施設数（消防本部別）	
- 消防法上の危険物取扱施設数（規模・種類別）	
- 給油取引所の数（消防本部別）	
毒物・劇物取扱施設数	
火薬類取扱施設数	
高圧ガス取扱施設数	
毒薬・劇薬取扱施設数	
核燃料物質取扱施設数	
核原料物質取扱施設数	
放射性同位元素取扱施設数	
事業用電気工作物内の高圧ガス	
生物剤・毒素取扱施設数	
毒性物質取扱施設数	
4 核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口一覧	5 9
5 緊急消防援助隊 受援のフローについて	6 0
6 被災情報の報告様式	6 1

市町村の担当部所、連絡方法、主な措置について

市町村名	勤務時間内				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
	勤務時間外				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
さいたま市	総務課	048-829-1083		048-829-1983	somu@city.saitama.jp
	消防局警備部司令課 さいたま市司令センター	048-833-5000			
川越市	防災課	049-224-8811	2241	049-225-2895	bosai@city.kawagoe.saitama.jp
	当直室	049-224-8811			
熊谷市	庶務課	048-524-1111	234	048-525-9051	sho_shomu@city.kumagaya.saitama.jp
	警備室	048-524-1111			
川口市	政策審議室	048-258-1110	2121	048-257-1008	040.02000@city.kawaguchi.saitama.jp
	警備室(守衛室)	048-258-0262			
行田市	秘書人事室	048-556-1111	312	048-554-0199	seisaku@city.gyoda.saitama.jp
	当直室	048-556-1111			
秩父市	庶務課	0494-22-2211	222	0494-22-1363	syomu@city.chichibu.saitama.jp
	警備室	0494-22-2211			
所沢市	政策企画課	042-998-9027		042-994-0706	a9027@city.tokorozawa.saitama.jp
	警備室	04-2998-1111			
飯能市	防災交通課	0429-73-2111	179	0429-74-6737	bosai@city.hanno.saitama.jp
	警備室	042-973-2111			
加須市	総務課	0480-62-1111	333	0480-62-5981	somu@city.kazo.saitama.jp
	警備室	0480-62-1111			
本庄市	総務課	0495-25-1111		0495-21-8499	soumu@city.honjo.saitama.jp
	警備室	0495-25-1111			
東松山市	総務課	0493-23-2221		0493-24-6123	k-ichinose@city.higashimatsuyama.saitama.jp
	警備室	0493-23-2221			
春日部市	政策課	048-736-1111	3052	048-734-3846	seisaku@city.kasukabe.saitama.jp
	警備室	048-736-1111			
狭山市	企画課	042-953-1111	7132	042-953-2677	kikaku@city.sayama.saitama.jp
	狭山市消防本部 通信指令課	04-2953-7111			
羽生市	庶務課	048-561-1121	230	048-563-2322	shomu@city.hanyu.saitama.jp
	消防本部	048-565-1919			
鴻巣市	経営政策課	048-541-1321		048-542-9819	m0816@city.kounosu.saitama.jp
	当直室	048-541-1321			
深谷市	政策推進課	048-574-8096		048-574-6665	seisaku@city.fukaya.saitama.jp
	警備室	048-571-1211			
上尾市	庶務課	048-775-4963		048-775-9819	ageocity4f@mtj.biglobe.ne.jp
	警備室	048-775-5111			
草加市	市長室	048-922-0151		048-928-1138	kikikanri@leaf.ocn.ne.jp
	当直室	048-922-0151			
越谷市	庶務課	048-963-9130		048-965-6433	10030100@city.koshigaya.saitama.jp
	当直室	048-964-2111			
蕨市	総務課	048-433-7705		048-433-7722	soumu@city.warabi.saitama.jp
	警備室	048-432-3200			
戸田市	総合政策室	048-441-1800	436	048-432-8521	toda@gc5-saitama.or.jp
	当直室	048-441-1800			

市町村名	勤務時間内				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
	勤務時間外				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
人間市	企画課	042-964-1111	3135	042-964-1013	kikaku@city.iruma.saitama.jp
	警備室	04-2964-1111			
鳩ヶ谷市	庶務課	048-280-1111	2222	048-285-1105	shomuka-shomuhouki@city.hatogaya.saitama.jp
	警備室	048-280-1111			
朝霞市	企画課	048-463-3089		048-467-0770	kikaku@city.asaka.saitama.jp
	警備室	048-463-1111			
志木市	政策審議室	048-473-1111	2214	048-474-4384	seisaku@city.shiki.saitama.jp
	警備室	048-473-1111			
和光市	政策課	048-464-1111	2328	048-464-1234	seisakuka@city.wako.saitama.jp
	当直室	048-464-1111			
新座市	企画課	048-477-1782		048-479-2226	kikaku@city.niiza.saitama.jp
	当直室	048-477-1111	当直室 内1035 守衛室 内2061		
桶川市	政策審議室	048-786-3211	1293	048-786-9866	seisaku@city.okegawa.lg.jp
	警備室	048-786-3211			
久喜市	市民生活課	0480-22-1111	2365	0480-22-3319	shiminseikatsu@kuki-city.jp
	警備室	0480-22-1111			
北本市	地域振興課	048-591-1111	231	048-592-5997	a02800@city.kitamoto.saitama.jp
	警備室	048-591-1111			
八潮市	総務人事課	048-996-2111		048-995-7367	cityoffice@city.yashio.saitama.jp
	個人	個人			
富士見市	庶務課	049-251-2711	225	049-254-2000	soumu@city.fujimi.saitama.jp
	警備室	049-251-2711			
上福岡市	企画調整室	049-261-2611	345	049-266-6245	kikaku@kamifukuoka-city.jp
	個人	個人			
三郷市	庶務課	048-953-1111	4491	048-953-1135	shomu@city.misato.saitama.jp
	警備室	048-953-1111			
蓮田市	庶務課	048-768-3111	219	048-765-1700	shomu@city.hasuda.saitama.jp
	警備室	048-768-3111			
坂戸市	庶務課	049-283-1331	213	049-283-3903	info@city-sakado.com
	警備室	049-283-1302 着信専用			
幸手市	市民生活課	0480-43-1111	596	0480-44-0257	seikatu@city.satte.saitama.jp
	幸手市消防署 司令室	0480-42-9119			
鶴ヶ島市	総務課	049-271-1111	354	049-271-1190	k_oshinari@city.tsurugashima.saitama.jp
	警備室	049-271-1111			
日高市	総務課	0429-89-2111	2226	0429-89-2316	soumu@city.hidaka.saitama.jp
	警備室	042-989-2111			
吉川市	市民安全課	048-982-9471		048-982-9401	shiminanzen@city.yoshikawa.lg.jp
	警備室	048-982-5111			
伊奈町	企画調整課	048-722-2111	2215	048-721-2136	ina@town.ina.saitama.jp
	警備室	048-721-2111			
吹上町	総務課	048-548-1211	260	048-549-1082	info@po.town.fukiage.saitama.jp
	当直室	048-548-1211			
大井町	企画財政課	049-261-2811	216	049-269-2039	K0001@town.oi.saitama.jp
	警備室	049-261-2811			

市町村名	勤務時間内				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
	勤務時間外				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
三芳町	総務課	049-258-0019	403	049-274-1055	soumu@town.miyoshi.saitama.jp
	個人	個人			
毛呂山町	総務課	049-295-2112	317	049-295-0771	soumu@town.moroyama.saitama.jp
	当直室	049-295-2112			
越生町	総務課	049-292-3121	215	049-292-5400	webmaster@town.ogose.saitama.jp
	警備室	049-292-5311			
滑川町	総務政策課	0493-56-2211		0493-56-2448	gonda-1@town.namegawa.saitama.jp
	警備室	0493-56-2211			
嵐山町	総務課	0493-62-2150		0493-62-5935	soumu01@town.ranzan.saitama.jp
	警備室	0493-62-2150 当直室 土・日・祝 8:30～17:00 警備室 平日 17:00～8:30			
小川町	総務課	0493-72-1221	215	0493-74-2920	ogawa102@town.ogawa.saitama.jp
	警備室	0493-56-2111			
都幾川村	総務課	0493-65-1535		0493-65-3629	gen00100@vill.tokigawa.saitama.jp
	当直室	0493-65-1535			
玉川村	総務課	0493-65-1521	213	0493-65-3631	soumu@vill.tamagawa.saitama.jp
	当直室	0493-65-1521			
川島町	総務課	049-297-1811	17	049-297-6058	Kawajima@alpha.ocn.ne.jp
	個人	個人			
吉見町	総務課	0493-54-1511	212	0493-54-4200	info@town.yoshimi.saitama.jp
	警備室	0493-54-1511			
鳩山町	総務課	049-296-1211	211	049-296-2594	webmaster@town.hatoyama.saitama.jp
	当直室	049-296-1211			
横瀬町	自治交流課	0494-25-0112		0494-23-9349	kouryu@town.yokoze.saitama.jp
	個人	個人			
皆野町	総務課	0494-62-1230	202	0494-62-2791	somu-syo@town.minano.saitama.jp
	個人	個人			
長瀬町	総務課	0494-66-3111	212	0494-66-1964	soumu@town.nagatoro.saitama.jp
	個人	個人			
小鹿野町	総務課	0494-75-1221		0494-75-2819	soumu@town.ogano.saitama.jp
	富士警備保障	0494-23-5771 役場 0494-75-1221			
両神村	総務課	0494-79-1122		0494-79-1200	somu@vill.ryokami.saitama.jp
	個人	個人			
東秩父村	総務課	0493-82-1226		0493-82-1562	0147@vill.higashichichibu.saitama.jp
	当直室	0493-82-1221			
美里町	総務課	0495-76-1111	18	0495-76-0909	somu@town.misato.saitama.jp
	総務課	090-9003-7765			
児玉町	環境防災課	0495-72-1331	241	0495-72-4216	a339@town.kodama.lg.jp
	個人	個人			
神川町	総務課	0495-77-2111		0495-77-3915	kamikawa@peach.ocn.ne.jp
	個人	個人			
神泉村	総務課	0274-52-3271	10	0274-52-2848	soumu@vill.kamiizumi.saitama.jp
	当直室	0274-52-3271			

市町村名	勤務時間内				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
	勤務時間外				
	担当課室	電話番号	内線番号	FAX	メールアドレス
上里町	総務課	0495-35-1221	3222	0495-33-2429	soumu@town.kamisato.lg.jp
	警備室	0495-35-1221			
大里町	総務課	0493-39-0311	58	0493-39-3410	somu@town.osato.saitama.jp
	個人	個人			
江南町	総務課	048-536-1521	311	048-536-2272	webmaster@town.konan.saitama.jp
	個人	個人			
妻沼町	企画総務課	048-588-1321		048-588-5598	info@town.menuma.saitama.jp
	警備室	048-588-1321			
岡部町	総務課	048-585-2211	222	048-585-0165	kato283@town.okabe.saitama.jp
	宿直室(警備室)	048-588-1321			
川本町	総務課	048-583-2781	353	048-583-2794	zoumu-3@town.kawamoto.saitama.jp
	個人	個人			
花園町	総務課	048-584-1121		048-584-0929	soumu@town.hanazono.saitama.jp
	個人	個人			
寄居町	総務課	048-581-2126		048-581-5100	soumu@town.yorii.saitama.jp
	警備室	048-581-2121			
騎西町	総務課	0480-73-1111	232	0480-73-0153	s0230@town.kisai.saitama.jp
	個人	個人			
南河原村	総務政策課	048-557-0001	10	048-557-3279	v.minami@violin.ocn.ne.jp
	個人	個人			
川里町	総務課	048-569-1111		048-569-1184	somu@town.kawasato.saitama.jp
	個人	個人			
北川辺町	総務課	0280-62-2111	14	0280-62-3464	soumu@town.kitakawabe.saitama.jp
	個人	個人			
大利根町	総務課	0480-72-1111		0480-72-6195	ootone@mve.biglobe.ne.jp
	個人	個人			
宮代町	生活環境課	0480-34-1111		0480-34-7820	seikatsu@town.miyashiro.saitama.jp
	警備室	0480-34-1111			
白岡町	庶務課	0480-92-1111		0480-93-0118	syomu@town.shiraoka.saitama.jp
	警備室	0480-92-1111			
菖蒲町	総務課	0480-85-1111	230	0485-85-1806	somuka@38.town.shobu.saitama.jp
	警備室	0480-85-1111			
栗橋町	総務課	0480-53-1111	321	0480-52-6027	soumu@town.kurhashi.saitama.jp
	当直室(休日昼間)	0480-53-1111 (休日夜間) 個人			
鷲宮町	庶務課	0480-58-1111		0480-58-2020	shomu@town.washimiya.saitama.jp
	当直室 警備室	0480-58-1111			
杉戸町	住民参加推進課	0480-33-1599		0480-36-3229	juminsanka@town.sugito.saitama.jp
	消防本部 司令室	0480-33-0119			
松伏町	総務課	048-991-1895		048-991-7681	ishikawa1351@town.matsubushi.saitama.jp
	警備室	048-991-1900			
庄和町	総務課	048-746-1111	222	048-746-4797	somu@town.showa.saitama.jp
	個人	個人			

市 町 村 の 主 な 措 置
1 国民保護計画の作成
2 国民保護協議会の設置、運営
3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4 組織の整備、訓練
5 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6 救援の実地、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施
7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

消防の担当部所、連絡方法、主な措置について

機関・団体名		電話番号	FAX
さいたま市消防局	さいたま市浦和区常盤6-1-28	048-833-1231	048-833-1237
川口市消防本部	川口市芝下2-1-1	048-261-3119	048-261-5955
行田市消防本部	行田市和田4389-1	048-556-3005	048-556-8151
所沢市消防本部	所沢市けやき台1-13-11	042-924-1311	042-924-5186
春日部市消防本部	春日部市谷原新田2097-1	048-738-3111	048-735-1536
狭山市消防本部	狭山市上奥富1172	042-953-7111	042-953-6680
羽生市消防本部	羽生市藤井下組990-1	048-565-1919	048-565-1177
上尾市消防本部	上尾市上尾村537	048-775-1311	048-775-2230
草加市消防本部	草加市神明2-2-2	048-924-2111	048-928-8338
越谷市消防本部	越谷市大澤2-10-15	048-974-0101	048-977-1199
蕨市消防本部	蕨市錦町5-1-22	048-441-0119	048-441-0187
戸田市消防本部	戸田市新曽1875-1	048-420-2119	048-444-2118
人間市消防本部	人間市小谷田581	042-962-7255	042-965-2741
鳩ヶ谷市消防本部	鳩ヶ谷市坂下町4-3-14	048-281-2020	048-286-3711
八潮市消防本部	八潮市中央1-2-4	048-996-0134	048-997-1300
三郷市消防本部	三郷市幸房1155	048-952-1215	048-952-5568
蓮田市消防本部	蓮田市閩戸178-1	048-768-1109	048-769-4502
幸手市消防本部	幸手市東4-5-10	0480-42-9119	0480-42-9117
伊奈町消防本部	伊奈町小室4885	048-722-8111	048-722-8088
白岡町消防本部	白岡町寺塚162	0480-92-1800	0480-93-2099
杉戸町消防本部	杉戸町堤根4750-1	0480-33-0119	0480-33-7771
庄和町消防本部	庄和町金崎914	048-746-5080	048-746-5110
朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部	朝霞市溝沼1-2-27	048-460-0119	048-463-0493
寄居地区消防本部	花園町小前田537	048-584-3210	048-584-4878
久喜地区消防組合 消防本部	久喜市上早見396	0480-21-0119	0480-23-1542
秩父消防本部	秩父市下宮地町10-25	0494-21-0119	0480-23-1542
人間東部地区 消防組合消防本部	大井町苗間1-13-28	0492-61-6000	0492-61-4395
吉川松伏消防本部	吉川市会野谷481	048-982-3931	048-981-7150
児玉郡市広域 消防本部	児玉町蛭川915-1	0495-72-4654	0495-72-7631
熊谷地区消防組合 消防本部	熊谷市原島675-1	048-522-9999	048-521-1207
坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部	坂戸市鎌倉町16-16	049-281-3119	049-284-9900
比企広域消防本部	東松山市上野本1300-1	0493-23-2266	0493-22-3905
川越地区消防組合 消防本部	川越市神明町48-4	049-222-0700	049-225-2564
加須地区消防組合 消防本部	加須市大門町19-62	0480-61-1012	0480-61-0242
埼玉県央広域 消防本部	鴻巣市箕田1638-1	048-597-2002	048-597-3716
西人間広域消防組合 消防本部	毛呂山町岩井2451	049-294-5775	049-294-5745
深谷地区消防本部	深谷市本住町12-2	048-571-0900	048-571-5898
埼玉西部広域消防本部	飯能市小久保291	0429-73-9119	0429-74-7228

消防の主な措置

1 救急医療体制の整備
2 生活関連等施設、危険物質等の管理体制の充実
3 避難誘導の実施
4 救急救助の実施
5 被災者の搜索

指定行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置について

指定行政機関	担当課室	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
内閣官房	内閣官房副長官補付 国民保護運用班	千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111		
内閣府	政策統括官付 参事官付	千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111		
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞ヶ関2-1-2	03-3581-0141		
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞ヶ関2-1-2	03-3581-0141		
防衛庁	運用局運用課	新宿区市ヶ谷本村町5-1	03-3268-3111		
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	新宿区市ヶ谷本村町5-1	03-3268-3111		
金融庁	総務企画局 総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1	03-3506-6000		
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-5111		
消防庁	国民保護室 国民保護運用室	千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-5111		
法務省	大臣官房秘書課	千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3580-4111		
公安調査庁	調査第二部 第一課	千代田区霞ヶ関1-1-1			
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞ヶ関2-2-1	03-3580-3311		
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞ヶ関3-1-1	03-3581-4111		
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1	03-3581-4161		
文部科学省	大臣官房 施設企画課	千代田区丸の内2-5-1	03-3581-4211		
文化庁	連絡先は文部科学省と 同様	千代田区丸の内2-5-1	03-3581-4211		
厚生労働省	大臣官房総務課	千代田区霞ヶ関1-2-2	03-5253-1111		
農林水産省	総合食糧局 食糧企画課	千代田区霞ヶ関1-2-1	03-3502-8111		
林野庁	連絡先は農林水産省と 同様	千代田区霞ヶ関1-2-1	03-3502-8111		
水産庁	連絡先は農林水産省と 同様	千代田区霞ヶ関1-2-1	03-3502-8111		
経済産業省	連絡先は原子力安全・ 保安院と同様	千代田区霞ヶ関1-3-1	03-3501-1511		
資源エネルギー 庁	総合政策課	千代田区霞ヶ関1-3-1	03-3501-1511		
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞ヶ関1-3-1	03-3501-1511		
原子力安全・保 安院	企画調整課	千代田区霞ヶ関1-3-1	03-3501-1511		
国土交通省	危機管理室	千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111		
国土地理院	連絡先は国土交通省と 同様	茨城県つくば市北郷1番	0298-64-4568		
気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町1-3-4	03-3212-8341		
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞ヶ関2-1-3	03-3591-6361		
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞ヶ関1-2-2	03-3581-3351		

指定地方行政機関の担当部所、連絡方法、主な措置について

指定地方行政機関等	所在地	勤務時間内		
		担当課室	電話番号	内線番号
		勤務時間外		
		対応窓口	電話番号	内線番号
関東管区警察局	さいたま市大宮区北袋町1 - 21 - 2	広域調整第2課	048-600-6000	5532
		当直	048-600-6000	2070
東京防衛施設局	さいたま市中央区新都心2 - 1 さいたま新都心合同庁舎2号館		048-600-1800	
関東総合通信局	千代田区大手町2 - 3 - 2	無線通信部 私設第一課	03-3243-8607	
		監視員室	03-3243-8003	
関東財務局	さいたま市中央区新都心1 - 1 さいたま新都心合同庁舎1号館	総務課	048-600-1111	3013
		合同庁舎一号館 防災センター	048-601-1341	
東京税関本関	江東区青海2-56		03-3599-6214	
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心1 - 1 さいたま新都心合同庁舎1号館		048-740-0711	
		現業室	048-521-0058	
埼玉労働局	さいたま市中央区新都心11 - 2	総務課	048-600-6200	
関東農政局	さいたま市中央区新都心2 - 1 さいたま新都心合同庁舎2号館	農産課	048-600-0600	
		農産課	048-740-0026	
関東森林管理局	前橋市岩神町4 - 16 - 25		027-231-2535	
		当直	048-600-6000	2070
(関東森林管理局 東京事務所)	江東区東陽町6 - 1 - 42	企画調整室	03-3699-2529	
		守衛室	03-3699-2508	

直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置
その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
合同庁舎一号館 防災センター	048-601-1341		<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
			<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
03-3243-8668			<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
指導課長	090-3400-5883		
048-600-1078			<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立ち会い
			<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続き
			<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
048-600-6200			<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
048-740-0026			<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
			<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
			<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

指定地方行政機関等	所在地	勤務時間内		
		担当課室	電話番号	内線番号
		勤務時間外		
		対応窓口	電話番号	内線番号
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	総務企画部 総務課	048-600-1200	
		総務企画部 総務課	048-600-0213	
(関東東北産業保安監督部 関東支部)	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	指導課	048-600-0433	
		指導課長	090-3400-5883	
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	企画部企画課	048-600-1329	3151,3152 ,3125
		企画部企画課	048-600-1329	
関東運輸局	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎		045-211-7204	
(関東運輸局埼玉陸運支局)	さいたま市西区大字中釘2154-2	総務課	048-624-1835	
		整備課	048-624-6981	
東京航空局	千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎		03-5275-9292	
		部隊当直指令	048-460-1711	3610
(東京航空局 東京空港事務所)	大田区羽田空港3-3-1	総務課	03-5757-3000	
		空港保安防災課	03-5756-1540	守衛室
(東京航空交通管制部)	所沢市並木1-12		04-2992-1181	
東京管区气象台	千代田区大手町1-3-4		03-3212-8341	
		監視員室	03-3243-8003	
(熊谷地方气象台)	熊谷市桜町1-6-10	技術課	048-521-0058	
		現業室	048-521-0058	

			主な措置
直通番号	FAX	メールアドレス	
その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
048-600-0213			1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 危険物等の保全 4 被災中小企業の振興
048-600-0433			1 鉱山における災害時の応急対策
			1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
			1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
			1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
			1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
03-5756-1510			1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
03-3699-2508			
			1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
			1 気象状況の把握及び情報の提供
048-521-0058			1 気象状況の把握及び情報の提供
総務企画部総務課 048-600-0213			

指定地方行政機関等	所在地	勤務時間内		
		担当課室	電話番号	内線番号
		勤務時間外		
		対応窓口	電話番号	内線番号
陸上自衛隊 第32普通科連隊	さいたま市北区日進1-40-7	第3科長	048-663-4241 ~5	435~439
		部隊当直指令	048-663-4241	402
航空自衛隊 中部航空方面隊	狭山市稲荷山2-3	運用第2班長	04-2953-6131	2233
		中空司令部当直 幕僚	04-2953-6131	2204
海上自衛隊 横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町1	防衛部長または第 3幕僚室長	046-822-3500	2213 2224
		オペレーション室 当直幕僚	046-822-3503	2310

			主な措置
直通番号	FAX	メールアドレス	
その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
-	内線440	-	
-	-	-	
-	内線2269	-	
-	-	-	
-	内線2541	-	
-	内線2310	-	
-			

指定公共機関(県内関係分)の担当部所、連絡方法、主な措置について

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
				対応窓口
公共的施設	独立行政法人水資源機構	330-6008	さいたま市中央区新都心11-2	
	首都高速道路公団	100-8930	千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル	
	日本道路公団	100-8979	千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング	
	阪神高速道路公団	541-0056	大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル10・11・12階	
	本州四国連絡橋公団	651-0088	兵庫県神戸市中央区 小野柄通4-1-22 アーハニス三宮ビル内	
	関西国際空港株式会社	549-8501	大阪府泉佐野市 泉州空港北1番地 関西国際空港会社ビル	
	中部国際空港株式会社	479-8701	愛知県常滑市セントレア1-1	
	成田国際空港株式会社	282-8601	成田市成田国際空港内	
	核燃料サイクル開発機構	319-1184	茨城県那珂郡東海村村松4-49	
電気	東京電力株式会社	100-8560	千代田区内幸町1-1-3	
	電源開発株式会社	104-8165	中央区銀座6-15-1	
	日本原子力発電株式会社	101-0053	千代田区神田美土代町1-1	
ガス	東京瓦斯株式会社	105-8527	港区海岸1-5-20	
バス	ジェイアール九州バス株式会社	812-0043	福岡市博多区堅粕2-22-2	
	ジェイアール四国バス株式会社	760-0011	香川県高松市浜ノ町8-33	
	ジェイアール東海バス株式会社	454-0828	名古屋市中川区小本3-103	
	ジェイアールバス関東株式会社	151-8578	渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル12階	
	ジェイアールバス東北株式会社	980-0022	仙台市青葉区五橋1-1-1	
	ジェイアール北海道バス株式会社	060-0906	札幌市東区北6条東3丁目3-20	
	中国ジェイアールバス株式会社		広島市南区松原町1-6	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
048-600-6500				1 施設の管理
03-3502-7311				
03-3506-0111				
06-6252-8121				
078-291-1000		078-291-1363		
0724-55-2082				1 電気の安定的な供給
0569-38-7777				
0476-34-5400				1 ガスの安定的な供給
029-282-1122				1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
03-4216-1111				
03-3546-2211		03-3546-9532		
03-4415-5400				
03-5400-7515				
092-642-8121			koe@jrkbuss.co.jp	
087-825-1717		087-825-1654		
052-354-3811				
03-5334-0860				
022-266-9642				
011-753-2315		011-741-7595		
082-261-1268				

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
				対応窓口
バス	西日本ジェイアールバス(株)	554-8510	大阪市此花区北港1-3-23	
	小田急バス(株)	182-8567	調布市仙川町2-19-5	
	神奈川中央交通(株)		平塚市八重咲町6-18	
	近鉄バス(株)		大阪市小阪1-7-1 小阪第5近鉄ビル4階	
	京王電鉄バス(株)	183-0055	府中市府中町1-9	
	京成バス(株)	131-8555	墨田区押上1-10-3	
	京阪バス(株)		京都市南区東九条南石田町5	
	京浜急行バス(株)		港区高輪2-20-20	
	東急バス(株)	153-8518	目黒区大橋1-5-3	
	東都観光バス(株)	171-0021	豊島区西池袋5-13-13	
	南海バス(株)	590-0985	堺市戎島町3-22-1	
	日本交通(株)		大阪市西区新町3-14-13	
	阪急バス(株)	561-8561	豊中市庄内西町5-1-24	
	三重交通(株)	514-8635	津市中央1-1	
	名阪近鉄バス(株)		名古屋市中村区名駅3-13-26	
	国際興業株式会社		中央区八重洲2-10-3	
	西武バス株式会社	359-8520	所沢市くすのき台1-11-2	
	東武バスセントラル株式会社		足立区伊興本町2-9-2	
航空	エアーニッポン(株)	105-7137	港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
	(株)ジャルエクスプレス		大阪府池田市空港2-2-5	
	(株)日本航空インターナショナル		品川区東品川2-4-11	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
06-6466-9990			info@nishinihonjrbus.co.jp	1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
03-5313-8211				
0463-22-8800				
06-6618-5301				
042-352-3700			dentetsu@keio-bus.com	
03-3621-2418		03-3621-2408		
075-682-2310				
03-3280-9177				
03-5458-0109		03-5458-2021		
03-3987-2401		03-3982-4486		
072-2210881		072-221-1037		
06-6531-0661				
06-6866-3112				
059-229-5511		059-228-1841	somu@sanco.co.jp	
052-541-4902		052-581-8402		
03-3273-1118				
04-2926-3602				
03-3586-7371				
03-6735-5411		03-6735-5481		1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
06-6857-7375				
03-5460-3121				

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
				対応窓口
航空	(株)日本航空ジャパン		品川区東品川2-4-11	
	スカイネットアジア航空(株)	880-0912	宮崎市大字赤江字飛江田148	
	スカイマークエアラインズ(株)		港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア12階	
	全日本空輸(株)	105-7133	港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
	日本トランスオーシャン航空(株)	900-0027	那覇市山下町3-24	
	北海道国際航空(株)		札幌市中央区北1条西2-9 オーク札幌ビル8階	
鉄道	東日本旅客鉄道株式会社		渋谷区代々木2-2-2	
	西武鉄道株式会社	359-8520	所沢市くすのき台1-11-2	
	東武鉄道株式会社	131-8522	墨田区押上1-1-2	
	東京地下鉄株式会社	110-8614	台東区東上野3-19-6	
	日本貨物鉄道株式会社	102-0072	千代田区飯田橋3-13-1	
	北海道旅客鉄道株式会社	060-8644	札幌市中央区北1条西15-1-1	
	四国旅客鉄道株式会社	760-8580	香川県高松市浜ノ町8-33	
	九州旅客鉄道株式会社	810-0012	福岡市博多区博多駅中央街1-1	
	東海旅客鉄道(株)	450-6101	名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ	
	西日本旅客鉄道(株)	530-8341	大阪市北区芝田2-4-24	
	小田急電鉄(株)	160-8309	新宿区西新宿1-8-3	
	近畿日本鉄道(株)		大阪市天王寺区上本町6-1-55	
	京王電鉄(株)	206-8502	多摩市関戸1-9-1	
	京成電鉄(株)	131-8555	墨田区押上1-10-3	
	京阪電気鉄道(株)	540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
03-5460-3121				1 避難住民の運送 2 旅客の運送の確保
0985-55-2200		0985-55-2211	info@skynetasia.co.jp	
03-5402-0707				
03-6735-1000		03-6735-1005		
098-857-2112		098-857-9396		1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客および貨物の運送の確保
011-252-5533		011-252-5580		
03-5334-1111				
042-926-2035				
03-3621-5061				
03-3837-7041				
03-3239-9111				
011-700-5710				
0878-25-1622				
092-474-0747				
052-564-2338				
06-6375-8934				
03-3349-2301				
06-6775-3444				
042-337-3209				
03-3621-2242				
06-6944-2549				

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
				対応窓口
鉄道	京浜急行電鉄(株)	108-8625	港区高輪2-20-20	
	相模鉄道(株)	220-0004	横浜市西区北幸2-9-14	
	東京急行電鉄(株)	150-8511	渋谷区南平台町5-6	
	名古屋鉄道(株)	450-8501	名古屋市中村区名駅1-2-4	
	南海電気鉄道(株)	542-8503	大阪市中央区難波5-1-60	
	西日本鉄道(株)	810-8570	福岡市中央区天神1-11-17	
	阪急電鉄(株)	530-8389	大阪市北区芝田1-16-1	
	阪神電気鉄道(株)	553-8553	大阪市福島区海老江1-1-24	
陸運	佐川急便株式会社		京都市南区上烏羽角田町68	
	西濃運輸株式会社	503-0853	岐阜県大垣市田口町1	
	日本通運株式会社	105-8322	港区東新橋1-9-3	
	福山通運株式会社	721-8555	広島県福山市東深津町4-20-1	
	ヤマト運輸株式会社	104-8125	中央区銀座2-16-10	
電気通信	日本電信電話株式会社	100-8116	千代田区大手町2-3-1	
	東日本電信電話株式会社	160-0023	新宿区西新宿3-19-2	
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	100-8019	千代田区内幸町1-1-6	
	KDDI株式会社	102-8460	千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー	
	日本テレコム株式会社	105-7316	港区東新橋1-9-1	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	100-6150	千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー	
	ボーダフォン株式会社	105-6205	港区愛宕2-5-1	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
03-3280-9150				1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客および貨物の運送の確保
045-319-2052				
03-3477-6111				
052-571-2111				
06-6644-7121				
092-734-1552				
06-6373-5092				
06-6457-2123				
075-604-2255		075-661-1660		
0584-81-1111				
03-6251-1111				
084-924-2114				
03-3541-3411				1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保
03-3244-6831				
03-5359-5111		03-5359-1221		1 避難施設における電話その他の通信 設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保 3 国民保護措置の実施に必要な通信の 優先的取扱
03-3500-8111				
03-5156-1111				

	指定公共機関	郵便番号	所在地	担当課室
				対応窓口
放送	日本放送協会	150-8001	渋谷区神南2-2-1	
	株式会社テレビ朝日	106-8001	港区六本木6-9-1	
	株式会社テレビ東京	105-8012	港区虎ノ門4-3-12	
	株式会社東京放送	107-8006	港区赤坂5-3-6	
	株式会社フジテレビジョン	137-8088	港区台場2-4-8	
	日本テレビ放送網株式会社	105-7444	港区東新橋1-6-1	
	株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・ アンド・コミュニケーションズ	107-8001	港区赤坂5-3-6	
	株式会社日経ラジオ社	107-8373	港区赤坂1-9-15	
	株式会社ニッポン放送	105-7444	港区東新橋1-6-1	
	株式会社文化放送	160-8002	新宿区若葉1-5	
医療	独立行政法人国立病院機構	152-8621	目黒区東が丘2-5-21	
	日本赤十字社	105-8521	港区大門1-1-3	
	日本銀行		中央区日本橋本石町2-1-1	
	日本郵政公社	100-8798	千代田区霞が関1-3-2	

電話番号	直通番号	FAX	メールアドレス	主な措置
電話番号	その他緊急連絡先	FAX	メールアドレス	
03-3465-1111				1 警報の内容の放送 (警報の解除を含む) 2 避難の指示の内容の放送 (避難の指示の解除を含む) 3 緊急通報の内容の放送
03-6406-1111				
03-3432-1212				
03-3746-1111				
03-5500-8888				
03-6215-1111				
03-3746-1111				
03-3583-8151				
03-6215-4444				
03-3357-1111				
03-5712-5050				1 医療の確保
03-3438-1311				1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
03-3279-1111				1 銀行券の発行並びに通過及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
03-3504-4411				1 郵便の確保

指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、主な措置について

種別	指定地方公共機関	所在地
ガス	入間ガス株式会社	入間市高倉3 - 5 - 7
	角栄ガス株式会社	川越市伊勢原町2 - 14 - 4
	埼玉ガス株式会社	深谷市伊勢方395 - 1
	坂戸ガス株式会社	坂戸市末広町3 - 5
	幸手都市ガス株式会社	幸手市上吉羽字天神74
	松栄ガス株式会社	東松山市小松原町17 - 9
	庄和都市ガス株式会社	北葛飾郡庄和町金崎471
	新日本瓦斯株式会社	北本市古市場1 - 5
	西武ガス株式会社	飯能市双柳373 - 15
	大東ガス株式会社	入間郡三芳町藤久保字西1081
	秩父ガス株式会社	秩父市上町3 - 6 - 20
	東彩ガス株式会社	春日部市大場202
	日高都市ガス株式会社	日高市下鹿山字笠蓋473
	武州瓦斯株式会社	川越市田町32 - 13
	本庄ガス株式会社	本庄市銀座3 - 4 - 21
	武蔵野瓦斯株式会社	狭山市入間川1 - 16 - 30
	鷲宮ガス株式会社	北葛飾郡鷲宮町上内100
社団法人埼玉県エルピーガス協会	さいたま市浦和区高砂1 - 2 - 1 - 410	
バス	朝日自動車株式会社	越谷市袋山1119
	川越観光バス株式会社	比企郡滑川町羽尾3897 - 3
	国際十王バス株式会社	熊谷市新島263 - 1
	西武観光バス株式会社	所沢市くすのき台1 - 11 - 2
	東武バスウエスト株式会社	さいたま市北区吉野町2 - 212
	社団法人埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂2 - 2 - 15
航空	本田航空株式会社	比企郡川島町出丸下郷53 - 1

勤務時間内			主な措置
担当課室	電話番号	FAX	
勤務時間外			
対応窓口	電話番号	FAX	
総務部	04-2964-1571	04-2964-1575	1. ガスの安定的な供給
供給事業部	03-3481-2071	03-3481-2074	
供給部	048-571-1335	048-572-7921	
供給部	049-284-9000		
	0480-42-4311		
総務部	0493-23-7151	0493-24-4995	
製造供給課	048-746-8062		
北本製造所	048-592-2411	048-590-3033	
工務部 供給課	042-973-2768	042-972-3753	
供給部	049-259-1111	049-259-1108	
供給部	0494-22-2134	0494-23-8531	
供給部 保安グループ	048-735-5777	048-735-5408	
	042-989-4041		
供給管理グループ	049-241-9602	049-247-0780	
総務部	0495-24-2341	0495-24-6142	
総務部	049-294-0227	049-295-2291	
	048-58-1301		
	048-823-2020	048-823-2021	
	048-978-5021		1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
管理部	0493-56-2001	0493-56-2171	
	048-521-3560	048-521-3216	
	04-2926-3535	04-2926-3556	
運輸統括部	048-667-6270		
	048-824-5539	048-831-5416	1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
総務課	0492-99-1111		

種別	指定地方公共機関	所在地
鉄道	埼玉高速鉄道株式会社	さいたま市緑区大門字宮下3888
	埼玉新都市交通株式会社	北足立郡伊奈町小室288
	秩父鉄道株式会社	熊谷市曙町1-1
陸運	株式会社神田運送	戸田市笹目6-24-10
	株式会社木島陸運	熊谷市佐谷田489-1
	熊谷通運株式会社	熊谷市筑波3-193
	株式会社小林運輸	越谷市大杉909
	株式会社埼玉急送社	さいたま市大宮区寿能町1-127
	西武通運株式会社	狭山市入間川1-1-54
	トーエイ物流株式会社	南埼玉郡菖蒲町三箇379
	東上通運株式会社	川越市脇田本町15-13
	社団法人埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町1-299-3
放送	株式会社テレビ埼玉	さいたま市浦和区常磐6-36-4
	株式会社FM NACK5	さいたま市浦和区常磐4-16-2
医療	社団法人埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町3-5-1
	社団法人埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
	社団法人埼玉県看護協会	さいたま市中央区新中里3-3-8

勤務時間内			主な措置
担当課室	電話番号	FAX	
勤務時間外			
対応窓口	電話番号	FAX	
総務部総務課	048-878-6854	048-878-6858	1. 避難住民の運送 2. 旅客の運送の確保
総務部総務課	048-722-1221	048-722-1220	
運転課	048-523-3822	048-526-0551	
管理部	048 449 1150	048 449 1151	1. 緊急物資の運送 2. 貨物の運送の確保
	048 527 3344	048 527 0007	
総務部	048 522 5131	048 524 2622	
営業部	048 975 2759	048 977 4633	
	048 641 3931	048 645 8210	
	042 954 2121	042 952 4490	
	048085 5300	048085 5147	
経営企画部 企画課	049 242 3930	049 242 3849	
	048 645 2771	048 644 8080	
	048-824-3131		
	048-822-0795	048-831-3366	1. 警報の内容の放送(警報の解除を含む。) 2. 避難の指示の内容の放送(避難の指示の解除) 3. 緊急通報の内容の放送
総務課	048-824-2611	048-822-8515	1. 医療の確保
	048-829-2323	048-829-2376	
	048-824-8122	048-833-8426	

避難施設の数、面積、収容人員

市町村名	避難施設数	屋内面積	屋外面積	屋内収容人員	屋外収容人員
県全体 (さいたま市を除く)	2,791	6,717,382	40,787,797	2,017,187	18,421,113
川越市	87	488,380	1,452,977	142,600	436,900
熊谷市	105	313,739	2,832,812	156,845	1,416,377
川口市	289	591,041	2,589,927	293,268	1,291,631
行田市	64	42,695	734,475	18,710	363,500
秩父市	46	130,874	4,503,339	24,670	2,231,846
所沢市	64	61,174	1,074,373	19,294	357,620
飯能市	58	75,852	373,306	14,500	67,830
加須市	40	34,829	370,731	17,406	185,361
本庄市	38	148,162	503,187	11,441	195,558
東松山市	29	150,515	626,622	19,013	310,650
春日部市	63	318,881	868,942	29,349	344,891
狭山市	46	279,648	1,127,718	68,109	554,083
羽生市	74	80,027	893,580	36,109	440,676
鴻巣市	38	30,253	648,851	12,321	324,415
深谷市	99	42,060	737,470	19,260	368,735
上尾市	60	261,783	1,676,817	37,965	838,399
草加市	53	70,163	350,705	27,136	175,343
越谷市	106	79,967	1,607,768	34,104	795,050
蕨市	25	82,875	290,867	14,070	95,821
戸田市	32	34,785	217,071	17,387	108,530
入間市	42	437,155	986,065	30,150	179,302
鳩ヶ谷市	42	22,121	280,230	5,650	140,102
朝霞市	31	124,601	272,534	41,750	129,461
志木市	19	14,603	135,018	7,738	67,505
和光市	28	83,681	337,157	5,100	67,105
新座市	28	32,720	281,154	14,243	140,571
桶川市	19	102,800	447,206	34,190	206,599
久喜市	31	38,367	504,044	12,540	252,028
北本市	27	130,721	419,944	60,888	202,449
八潮市	34	29,988	527,091	8,670	239,382
富士見市	29	152,338	199,057	69,231	90,473
上福岡市	12	81,534	222,433	6,950	111,215
三郷市	35	156,813	585,464	76,285	289,530
蓮田市	30	22,227	438,267	9,767	141,059
坂戸市	54	53,683	509,223	14,056	58,551
幸手市	30	42,437	648,254	21,223	324,130
鶴ヶ島市	26	119,018	337,106	27,955	168,549
日高市	28	98,486	571,915	15,800	282,197
吉川市	40	93,399	641,952	46,692	320,966
伊奈町	16	26,095	401,827	9,329	200,911
吹上町	33	55,768	133,545	13,530	27,310
大井町	17	28,938	170,794	8,100	76,317
三芳町	9	40,177	114,130	18,000	54,000
毛呂山町	15	10,970	150,072	960	0
越生町	11	6,547	57,690	1,420	14,140
滑川町	11	8,797	129,825	3,600	64,910
嵐山町	24	33,257	304,592	4,720	100,631
小川町	25	43,318	214,125	15,365	91,295
都幾川村	23	12,081	45,358	2,745	22,674
玉川村	20	14,865	106,973	4,650	49,482

市町村名	避難施設数	屋内面積	屋外面積	屋内収容人員	屋外収容人員
川島町	11	49,211	182,064	8,700	85,390
吉見町	21	47,002	1,018,972	8,420	509,481
鳩山町	9	10,066	143,919	2,730	71,957
横瀬町	17	20,383	141,470	22,611	37,977
皆野町	18	33,124	158,488	5,070	72,517
長瀬町	18	23,969	26,695	4,515	3,500
小鹿野町	26	48,600	76,732	6,010	32,848
両神村	22	15,271	128,632	2,500	41,598
東秩父村	15	11,547	59,388	3,059	29,693
美里町	12	19,616	73,211	6,405	36,604
児玉町	31	74,888	321,449	9,080	143,188
神川町	15	23,631	153,775	3,600	76,883
神泉村	23	13,407	89,336	1,430	44,661
上里町	27	51,009	161,866	17,500	53,570
大里町	17	20,396	97,109	10,197	48,552
江南町	9	21,663	93,942	1,700	46,969
妻沼町	22	62,497	399,831	29,000	191,832
岡部町	18	28,655	210,210	8,494	105,102
川本町	6	23,745	81,585	4,500	40,792
花園町	9	14,591	163,406	2,350	65,702
寄居町	21	66,117	364,652	27,200	182,319
騎西町	36	52,593	348,105	15,923	174,042
南河原村	5	5,760	38,924	3,650	19,461
川里町	12	17,722	168,337	5,420	84,165
北川辺町	12	37,554	151,857	15,921	72,756
大利根町	19	22,820	176,020	11,510	88,007
宮代町	26	17,251	187,105	10,350	93,550
白岡町	19	77,706	349,617	38,849	174,805
菖蒲町	20	47,726	272,110	23,858	136,049
栗橋町	12	52,207	179,588	26,099	89,789
鷲宮町	12	67,247	136,548	30,409	68,271
杉戸町	18	86,196	402,308	21,543	201,149
松伏町	16	61,887	174,754	8,730	87,374
庄和町	12	56,117	401,208	15,000	194,500

<参考> 但し、地域防災計画上の避難施設

さいたま市	245	1,610,478	2,657,540	267,560	1,328,727
-------	-----	-----------	-----------	---------	-----------

収容人員については、市町村毎に算出方法が異なるため参考値として掲載している。

県の備蓄状況

資料3 - 1 -

平成17年4月1日現在

食糧品

	主 (食)	食				ほ乳瓶 (セット)	備 考
		乾パン (食)	アルファ米 (食)	乾燥がゆ (食)	クラッカー (食)		
越谷防災基地	51,956	44,416	700	2,500	4,340	200	調製粉乳については、県内4社と1,500kgの備蓄供給業務委託契約を締結している。
新座防災基地	311,952	266,472	4,200	15,000	26,280	400	
秩父防災基地	103,982	88,832	1,400	5,000	8,750	200	
中央防災基地	302,056	266,636	1,200	8,000	26,220	400	
熊谷防災基地	259,990	222,080	3,500	12,500	21,910	400	
埼玉スタジアム2002	72,704	72,704	0	0	0	600	
さいたまスーパーアリーナ	63,104	63,104	0	0	0	200	
防災拠点校(38校)	384,256	384,256	0	0	0	0	
計	1,550,000	1,408,500	11,000	43,000	87,500	2,400	

生活必需品

	毛布 (枚)	下着 (組)	タオル (枚)	くつ下 (足)	ローソク (本)	簡易食器 (セット)	子供用おむつ (枚)	大人用おむつ (枚)	生理用品 (枚)
越谷防災基地	600	2,600	1,000	0	2,000	50	768	720	7,600
新座防災基地	3,480	5,720	1,500	0	3,908	150	5,799	4,500	47,600
秩父防災基地	1,246	2,438	1,000	0	400	50	1,632	1,500	15,600
中央防災基地	1,572	1,500	1,500	4,000	2,300	4,200	2,063	500	0
熊谷防災基地	3,000	2,800	0	1,000	2,000	1,000	3,936	3,780	37,200
埼玉スタジアム2002	3,000	3,000	3,000	0	1,800	0	2,784	0	74,000
さいたまスーパーアリーナ	7,000	7,000	7,000	0	0	0	3,072	0	4,800
防災拠点校(38校)	38,000	38,000	38,000	0	19,000	0	0	0	0
計	57,898	63,058	53,000	5,000	31,408	5,450	20,054	11,000	186,800

	せっけん (個)	トイレットペーパー (ロール)	使い捨てトイレ (枚)	簡易トイレ (個)	仮設トイレ (台)	懐中電灯 (個)
越谷防災基地	500	576	6,200	500	22	25
新座防災基地	3,000	9,600	25,000	600	20	50
秩父防災基地	1,000	1,152	12,500	200	10	25
中央防災基地	8,700	6,096	25,000	600	10	52
熊谷防災基地	2,400	2,976	14,600	600	11	48
埼玉スタジアム2002	0	0	41,700	0	0	0
さいたまスーパーアリーナ	0	0	0	0	0	0
防災拠点校(38校)	0	0	0	0	0	0
計	15,600	20,400	125,000	2,500	73	200

医薬品

	医療セット (セット)	アクリノール液 (本)	希ヨードチンキ (本)	脱脂綿 (個)	ガーゼ (個)	包帯 (個)	三角巾 (枚)	油紙 (枚)	備 考
越谷防災基地	2	720	200	640	1,000	900	300	1,600	・県立病院...総合リハビリテーションセンター 循環器・呼吸器病センター、 がんセンター、小児医療センター 精神保健総合センター
新座防災基地	2	2,400	800	2,560	2,500	2,400	2,700	9,500	
秩父防災基地	0	360	200	320	500	300	300	500	
中央防災基地	6	2,400	800	2,560	3,000	2,700	2,400	5,600	
熊谷防災基地	0	1,560	600	1,920	1,500	1,800	2,400	5,000	
災害対策本部支部(14)	28	0	0	0	0	0	0	0	・緊急医薬品等医療セットの内容... 聴診器、血圧計、注射器、蘇生器 抗生物質、局所麻酔薬等
県立病院(5)	5	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉スタジアム2002	0	120	100	160	250	300	300	250	・その他、7社10営業所と3万人分の 備蓄供給業務委託契約を締結。
さいたまスーパーアリーナ	0	120	100	160	250	300	300	250	
計	43	7,680	2,800	8,320	9,000	8,700	8,700	22,700	

防災用資機材

	ろ水機 (台)	発動発電機 (台)	エア Tent (台)	投光器 (式)	フルシート (枚)	移動式炊飯器 (台)	ストレッチャー (台)	担架ハット (台)	車椅子 (台)	自転車 (台)
越谷防災基地	8	2	2	12	230	3	3	8	4	3
新座防災基地	5	17	3	12	1,370	3	5	11	4	3
秩父防災基地	3	10	2	12	460	2	3	8	4	3
中央防災基地	9	27	4	12	980	3	5	12	4	22
熊谷防災基地	5	16	1	12	100	3	5	9	4	5
計	30	72	12	60	3,140	14	21	48	20	36

県内の備蓄状況

平成17年4月1日現在

食糧品

	主 食					計
	乾パン	米・アルファ米	缶詰主食	インスタント類	その他主食	
	食	食	食	食	食	食
県	1,408,500	11,000			130,500	1,550,000
市町村	1,641,681	1,119,117	162,641	7,318	212,893	3,143,650
計	3,050,181	1,130,117	162,641	7,318	343,393	4,693,650

	子供用品		備 考
	調整粉乳	ほ乳瓶	
	キログラム	本	
県		2,400	県は、調製粉乳に関し、1,500Kgの業務委託契約を締結している。
市町村	3,375	19,634	
計	3,375	22,034	

	飲 料 水				備 考
	貯水槽	耐震性貯水槽	その他	計	
	基	立法メートル	立法メートル	立法メートル	
県				462,400	県は、県企業局の各浄水場と中継ポンプ場で備蓄している。
市町村	189	15,187	53,150	68,337	
計	189	15,187	53,150	530,737	

生活必需品

	毛布	下着	タオル	靴下	簡易食器	はし	せっけん	ローソク
	枚	組	本	足	個	膳	個	本
県	57,898	63,058	53,000	5,000	5,450		15,600	31,408
市町村	436,240	113,316	164,285	48,324	159,302	128,057	42,777	71,399
計	494,138	176,374	217,285	53,324	164,752	128,057	58,377	102,807

	ちり紙	子供用おむつ	大人用おむつ	生理用品	使い捨てトイレ	簡易トイレ	仮設トイレ
	ロール	枚	枚	枚	台	個	台
県	20,400	20,054	11,000	186,800	125,000	2,500	73
市町村	241,740	268,468	114,431	685,966	244,850	49,689	2,385
計	262,140	288,522	125,431	872,766	369,850	52,189	2,458

医 薬 品

	皮膚消毒剤	鎮痛剤	脱脂綿	ガーゼ	包帯	絆創膏	三角巾	油紙	湿布剤
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県	7,680		41,600	45,000	43,500		8,700	90,800	
市町村	41,283	5,026	54,051	169,665	74,587	72,312	50,054	5,327	25,521
計	48,963	5,026	95,651	214,665	118,087	72,312	58,754	96,127	25,521

	火傷用軟膏	大人用感冒剤	小児用感冒剤	腸内防腐剤	備 考	備 考
	人	人	人	人		
県					県は、医療セットを43個備蓄している。	家庭用医薬品に関し、県は業務委託契約を締結している。
市町村	52,916	3,766	3,135	3,153		
計	52,916	3,766	3,135	3,153		

防災用資機材

	ろ水機	発動発電機	エアータント	投光器	ブルーシート	移動式炊飯器	ストレッチャー	担架ベット	車椅子	自転車
	台	台	台	式	枚	台	台	台	台	台
県	30	72	12	60	3,140	14	21	48	20	36
市町村	603	1,419	63	2,480	44,021	239	160	1,306	179	252
計	633	1,491	75	2,540	47,161	253	181	1,354	199	288

各市町村の備蓄状況

資料3 - 1 -

平成17年4月1日現在

	主 食					計	子供用品		飲料水				
	乾パン 食	米、アルファ米 食	缶詰主食 食	インスタント麺類 食	その他主食 食		調整粉乳 キログラム	ほ乳瓶 本	貯水槽 基	耐震性貯水槽 立法メートル	その他 立法メートル	計 立法メートル	
県	1,408,500	11,000			130,500	1,550,000		2,400					
市町村	1,641,681	1,119,117	162,641	7,318	212,893	3,143,650	3,375	19,634	189	15,187	53,150	68,337	
計	3,050,181	1,130,117	162,641	7,318	343,393	4,693,650	3,375	22,034	189	15,187	53,150	68,337	
中央	さいたま市	370,274	175,277	15,111		1,404	562,066	401	2,040	1	60	14,560	14,620
	川口市	239,712	115,400				355,112	920	9,450				0
	鴻巣市		13,400				13,400			1	1,000		1,000
	上尾市	11,520	23,900	7,224		24,160	66,804			29	1,720	22	1,742
	蕨市	32,960	50,600				83,560	211	1,200	5	1,000	11	1,011
	戸田市		50,000			55,208	105,208	70	100	7	700		700
	鳩ヶ谷市	6,090	4,700	2,400		4,700	17,890		167	15	1,500		1,500
	桶川市	44,672	20,400	16,740			81,812						0
	北本市	3,792	9,800				13,592						0
	八潮市		30,000				30,000		100	1	100	40	140
	伊奈町	7,432	4,000	1,552		1,200	14,184					2	2
	吹上町	12,720	5,425				18,145	34	400				0
	川里町	3,000	1,500				4,500						0
	西部	川越市	116,928	64,900	1,140			182,968			1	100	
所沢市			42,600	34,510			77,110			4	360		360
飯能市		2,496	12,950	1,440	240	480	17,606		125				0
東松山市		17,024	19,800				36,824	114	105	1	60		60
狭山市		47,274	20,150				67,424	100	322	5	310		310
入間市		6,456	11,670	2,900	100	14,784	35,910						0
朝霞市		20,480	12,900				33,380		270	2	120		120
志木市		4,352	29,600				33,952	268	400	13	1,227		1,227
和光市		14,320	16,081	834	3,048		34,283	34				9	9
新座市		8,120	25,070			23,040	56,230		280				0
富士見市		14,032	1,850		270		16,152	38	57	1	60		60
上福岡市				14,940			14,940		70	4	310		310
坂戸市			11,000				11,000			0	0	3,000	3,000
鶴ヶ島市		5,250	5,200	12,060			22,510			18	840	264	1,104
日高市						15,660	15,660						0
大井町		14,976	14,650	5,040		4,880	39,546		48				0
三芳町		20,720	3,800	4,900		3,450	32,870		270				0
毛呂山町							0						0
越生町		4,096	6,068				10,164						0
滑川町		2,816	1,260				4,076						0
嵐山町		640	550				1,190					2	2
小川町		3,840	4,500				8,340		50			2	2
都幾川村							0						0
玉川村						0						0	
川島町	5,120	2,500				7,620						0	
吉見町	1,800	2,375	192		1,300	5,667	56	100			0	0	
鳩山町	1,432	2,000	50			3,482	13	20				0	
東秩父村						0						0	
東部	行田市	16,724	18,950			9,540	45,214						0
	加須市	25,000	20,000				45,000						0
	岩槻市	31,500	17,600	3,960			53,060	68	370	1	60	30	90
	春日部市	98,596	4,000			21,000	123,596		320	8	720	21,700	22,420
	羽生市	9,888	4,500			6,659	21,047			2	80	1,464	1,544
	草加市		94,350		3,660		98,010		144			6	6
	越谷市	54,700	41,500	500			96,700	300	1,340	19	1,900		1,900
	久喜市	9,280	13,450			2,028	24,758	100	150				0
	三郷市	57,420	17,000	7,416			81,836	75	600			4	4
	幸手市	76,800	8,000	3,840		3,240	91,880	210	440	4	400	8	408
	吉川市		2,000				2,000		16	4	400		400
	騎西町	2,048	500				2,548						0
	南河原村	2,400	2,400				4,800			2	60		60
	北川辺町		1,440				1,440	9	30				0
	大利根町					7,200	7,200						0
	宮代町	19,840	2,976				22,816			3	220		220
	白岡町	5,288	2,400				7,688	7	150				0
	菫蒲町	6,744	8,000	900			15,644	178	300			1	1
	栗橋町	3,369	100				3,469			4	260		260
	鷲宮町	640	1,000	600		7,560	9,800			28	1,120		1,120
杉戸町	42,000		6,845			48,845	140	200	4	360		360	
松伏町	2,132	3,150			2,200	7,482						0	
庄和町	38,304					38,304			1	100	23	123	
北部	熊谷市	16,000	5,000	16,140			37,140	30		1	40		40
	本庄市	3,456	2,500	1,407		3,200	10,563						0
	深谷市	5,696	12,850				18,546					12,000	12,000
	美里町						0						0
	児玉町						0						0
	神川町						0						0
	神泉村						0						0
	上里町	12,056	2,900				14,956						0
	大里村						0						0
	江南町	256	25				281						0
	妻沼町						0						0
	岡部町	720	1,850				2,570						0
	川本町	4,000					4,000						0
	花園町		1,000				1,000					2	2
寄居町	17,920					17,920						0	
秩父	秩父市	34,560	13,800				48,360						0
	横瀬町						0						0
	皆野町						0						0
	長瀬町						0						0
	小鹿野町						0						0
両神村						0						0	

各市町村の備蓄状況

資料3 - 1 -

	生活必需品等														
	毛布 枚	下着 組	タオル 本	靴下 足	簡易食器 個	はし 膳	せっけん 個	ローソク 本	ちり紙 ロール	子供用おむつ 枚	大人用おむつ 枚	生理用品 枚	使い捨てトイレ 台	簡易トイレ 個	仮設トイレ 台
県	57,898	63,058	53,000	5,000	5,450		15,600	31,408	20,400	20,054	11,000	186,800	125,000	2,500	73
市町村	436,240	113,316	164,285	48,324	159,302	128,057	42,777	71,399	241,740	268,468	114,431	685,966	244,850	49,689	2,385
計	494,138	176,374	217,285	53,324	164,752	128,057	58,377	102,807	262,140	288,522	125,431	872,766	369,850	52,189	2,458

中央	さいたま市	111,474	3,005	26,846		17,740	13,106	20,707	2,176	15,600	45,372	22,519	75,467	34,500	1,681	533	
	川口市	8,800									29,564	10,500	14,896	4,000	480	86	
	鴻巣市	2,103	834	834	834				120		10,020	2,210	6,186		1,098	130	
	上尾市	3,780	2,600	2,000	2,600		20,000		699	1,440	4,200	3,864	5,184	10,200	724	137	
	蕨市	13,450								111,712	2,023	1,329	2,991		4,757		
	戸田市	6,000	10,900	7,650	10,000	12,700	4,500	5,000	5,000	5,000	14,718	2,668	26,362	6,000	11,000	73	
	鳩ヶ谷市	4,020		870					4,192	306	2,022	12,900	840	4,500	1,030		
	桶川市	6,202													1,820	44	
	北本市	1,330													788		
	八潮市	5,410								450	1,872	1,440	8,400		400	101	
	伊奈町	870	880	2,000	880					590					1,000		
	吹上町	1,431	1,760			4,000	4,000			4,992	432	11,674	897	8,660	300	506	4
	川里町	300	300	600						600							9
	西部	川越市	16,770	4,400	13,630			13,000	6,930	465	33,040	16,628	2,700	23,368	13,000	6,246	121
		所沢市	12,000							900						5,375	110
飯能市		3,530							960		156	576	6,252		300	5	
東松山市		9,060	7,400	11,200	7,400	8,900	8,700		6,306	4,536					740		
狭山市		9,128	20,813	2,796		11,307	22,000	2,796	6,240	7,720	23,084	18,072	59,304		10	70	
入間市		850		30		700						2,160	4,080		620		
朝霞市		13,090													345	29	
志木市		6,000		3,200		1,600		3,200		3,500	7,200	3,280	7,920		240	5	
和光市		4,000	4,606	8,521	4,606	1,501	351	262	2,166	3,402	2,000		3,300	2,000	71		
新座市		2,160	1,000	2,560		1,270		320	500	800	437	1,008	224	2,400	580	1	
富士見市		8,927	10,800	10,500					3,861	2,000			9,120	4,700	290	18	
上福岡市		4,800	6,000		6,000	6,000	6,000		1,850				88,200			53	
坂戸市		2,350												0	17	0	
鶴ヶ島市		3,330	3,600		0	3,000	3,000				948	474	25,200	41,500		260	
日高市		3,110				5,500								1,200		8	
大井町		2,052	1,564	1,000		4,800			600	2,300	8,166		4,000	27,600	119	12	
三芳町		2,940	2,000	2,000	400	1,134			1,000	1,056	10,080		10,200	2,100	52	25	
毛呂山町		120													100		
越生町		500	150			2,500	5,000		200		1,120	150	750		50		
滑川町		200	30												10		
嵐山町		100					500										
小川町		400							500						100		
都幾川村		100	100	400													
玉川村		300												50	100	5	
川島町		1,230	150			3,000											
吉見町	890	300	2,016		100			200	200	6,440	1,720	10,080		50			
鳩山町	600	300	300	300				300	60			1,250		300	25		
東秩父村																	
東部	行田市	1,600	1,660	1,000	1,000				3,960	2,304						62	
	加須市	1,000	2,400	1,000	2,400	1,000	1,000					5,000		1,000			
	岩槻市	9,876	8,600	31,400	8,600	20,400	20,400		2,019	660	18,720	6,360	15,552		780	34	
	春日部市	14,197	2,100	2,100				1,900	12,065	7,900	2,100	2,120	1,050		260	60	
	羽生市	2,015							360					0	164	5	
	草加市	16,640	4,900			36,300			1,170	5,040	330	330	2,520	79,800	268	10	
	越谷市	65,000	1,200							21,500			220,200		196	111	
	久喜市	8,000	900	5,000		12,500	5,000		75	680	4,536	870	800		1,670	38	
	三郷市	5,130	104	8,000	904				168	96	8,730	1,800	7,700		520	16	
	幸手市	2,656	5,860	1,000	1,000	1,800			2,000	1,364	10,560	4,784	1,510	11,000	2,289	4	
	吉川市	4,200		102												36	
	騎西町	800															
	南河原村	480													1		
	北川辺町	580	450	450	450	600	500	200	400	200	900	600	600		90	4	
	大利根町	1,700		2,800					400						50		
	宮代町	1,250	900						800	768			24,960		8	18	
	白岡町	1,450	600	600	600				609		3,148	1,660	1,840		430	12	
	菟浦町	150							1,000			1,646				4	
	栗橋町	290		200													
	鷲宮町	55	700						50	720					60	12	
	杉戸町	7,450	700						696	5,464	12,600	690	2,000		280	27	
	松伏町	1,050			200							544			72	15	
庄和町	4,260													4			
北部	熊谷市	4,227	150	5,000	150				1,000		3,600				100	33	
	本庄市	870															
	深谷市	3,039		2,680		950	1,000	1,162						80	20		
	美里町																
	児玉町	50															
	神川町																
	神泉村	50															
	上里町	520															
	大里村																
	江南町	80															
	妻沼町																
岡部町	700		1,200						2,000					7			
川本町																	
花園町	200													1			
寄居町	2,000		1,400														
秩父	秩父市	808									3,360	6,720			360		
	横瀬町	100															
	皆野町	60															
	長瀬町																
	小鹿野町																
両神村																	

各市町村の備蓄状況

資料3 - 1 -

	医 薬 品													
	皮膚消毒剤	鎮痛剤	脱脂綿	ガーゼ	包帯	絆創膏	三角巾	油紙	湿布剤	火傷用軟膏	大人用感冒剤	小児用感冒剤	腸内防腐剤	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県	7,680		41,600	45,000	43,500		8,700	90,800						
市町村	41,283	5,026	54,051	169,665	74,587	72,312	50,054	5,327	25,521	52,916	3,766	3,135	3,153	
計	48,963	5,026	95,651	214,665	118,087	72,312	58,754	96,127	25,521	52,916	3,766	3,135	3,153	
中央	さいたま市	100		100	100	100	2,064			100				
	川口市	7,600		7,600	7,600	7,600	7,600	7,600		7,600	7,600			
	鴻巣市	240		240	240	240	240			240				
	上尾市	900		450	3,150	1,565	4,620	1,260						
	蕨市													
	戸田市	3,000	3,000	17,400	27,800	6,300	3,000	3,400	1,900	3,000	3,600	3,000	3,000	3,000
	鳩ヶ谷市	710	710	710	710	710	710	60						
	桶川市	580		580		580	580	580		580	580	580		
	北本市	328			574	492	656	1,640		328	820			
	八潮市	219			3,650	4,015	14,600				8,760			
	伊奈町													
	吹上町													
	川里町	60		30	60	138	30	60						
	西部	川越市						4,270						
所沢市		3,300		3,300	3,300	3,300	3,300			3,300				
飯能市														
東松山市		3,100		3,100	3,100	3,100	3,100		3,100					
狭山市		160		2,375	4,750	5,170	5,640	2,020	1,128	5,640				
人間市		3,000			1,500	100	100							
朝霞市				92	1,850	50	382	740						
志木市		1,150		1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150				
和光市		340		136	510	4,760	2,448	422						
新座市		900		1,548	3,870	3,267	1,548	500						
富士見市		180		72	270	2,520	1,296	2,040						
上福岡市		550		275	110	121	440	220		264	550			
坂戸市		750		750	750	750	750	750		0				
鶴ヶ島市		51		25	255	510	340	136		204				
日高市														
大井町				36	36	432	360	96						
三芳町		1,200		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200			
毛呂山町														
越生町		180		90	450	27	200	180						
滑川町		3	12	15	15	15	30	3	12	15	36	51	30	48
嵐山町														
小川町		20		20	20	20	20	10	20	20				
都幾川村		5	5	5	5	3	3	3		5				
玉川村			25	45	100	40	2							
川島町														
吉見町			6,000	6,010	5,000									
鳩山町														
東秩父村	10	4	10	10	10	24	2							
東部	行田市			1,650	1,650	1,650	1,650	660						
	加須市	919		232	3,240	1,660	4,176	514	200	500	300			
	岩槻市	1,900	500	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	500	1,900	500			
	春日部市	1,340		670	67,000	402	1,072	1,340						
	羽生市	200			500	1,325	10	300		120	600			
	草加市	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	越谷市	5,500			11,000	3,300	2,200				1,375			
	久喜市	400	400	400	400	400	400	400	400					
	三郷市	120		250	5,000	3,000	2,200	2,000		2,400	12,000			
	幸手市	90		180	1,800	770	360	750		900	3,000			
	吉川市	320	160	120	600	2,520	2,160	240			180			
	騎西町													
	南河原村	50		50	50	50	50	75	50	50				
	北川辺町	240		240	240	240	240	240						
	大利根町	20		15	150	300	200	200		120				
	宮代町	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	白岡町	800			800	800	800	800	800	800	800			
	富浦町	50	20	100	50	50	300	10	30	50		30		
	栗橋町													
	鷲宮町	15		15	150	300	200	100		100				
杉戸町	140			500										
松伏町	38		200	350	250	552	152		192	720				
庄和町	150		150	150	150	150	150		150					
北部	熊谷市			200	200	200	200	200						
	本庄市													
	深谷市				220	230	50	360						
	美里町													
	児玉町													
	神川町													
	神泉村	15	15	15	15	15	15	15	15	5	5	5	5	5
	上里町													
	大里村													
	江南町			60	60	60		60						
妻沼町														
岡部町														
川本町														
花園町														
寄居町	140		70	350	1,470	1,260	140							
秩父	秩父市	100	100	100	100	100	100			100				
	横瀬町													
	皆野町													
	長瀬町													
	小鹿野町													
両神村														

各市町村の備蓄状況

資料3 - 1 -

		防災用資機材等									
		ろ水機	発動発電機	エアータント	投光器	ブルーシート	移動式炊飯器	ストレッチャー	担架ベット	車椅子	自転車
		台	台	台	式	枚	台	台	台	台	台
県		30	72	12	60	3,140	14	21	48	20	36
市町村		603	1,419	63	2,480	44,021	239	160	1,306	179	252
計		633	1,491	75	2,540	47,161	253	181	1,354	199	288
中央	さいたま市	55	211		361	2,167	22		285	79	
	川口市	24	30		54	1,108					
	鴻巣市	13	1			200					
	上尾市	21	64	3	49	40	12		126		
	蕨市	10	32		49	3,510					
	戸田市	8	30		10	1,508	3		28		
	鳩ヶ谷市	18	14			12	6		28	3	7
	桶川市	36	10		7	590					
	北本市	14				20					
	八潮市		20		40						
	伊奈町	4	7		13	425		21			
	吹上町				4	220	4				
	川里町	3	3								
	西部	川越市	10	189		662	6,110	11			
所沢市			11	2	22	872			110	61	
飯能市						570	3		40		3
東松山市		19	19		38	5,510		53			
狭山市		10	37	2	44	1,226	6		92		5
人間市		7	13		30	10			5		
朝霞市		9	10		20	71	19		18		
志木市		5	2		2	235			50		66
和光市		8	11	24	13	242		55			14
新座市		8	19		15	166	26		36		
富士見市		6	20	21	22	140	24		18	18	39
上福岡市			11		22	55	11		22		
坂戸市			44		44				0		
鶴ヶ島市		27	19		20	650					
日高市		13	1		4	440					
大井町			30		30	120					
三芳町		6	8		16		2		20		
毛呂山町											
越生町		5	10		20	150	5				
滑川町			2			30	1		2		
嵐山町		1				15			2		
小川町			2		2	100	4		2		
都幾川村		50	1		3	3					
玉川村	1	2		2	20	2			2		
川島町	3	1		10	50						
吉見町	4	4		3		2		1			
鳩山町		2			40			2			
東秩父村											
東部	行田市	23	25		50	230	1	12			
	加須市	12	21		21	80					
	岩槻市	13	54		14	4,000	8				
	春日部市	43	38		9	404	16		85		
	羽生市	7	10		14	1,083					
	草加市		75	2	150			4	183		115
	越谷市	8	70	1	201	6,000	2				
	久喜市	11	11		11	110	1		21	10	
	三郷市	6	43		64	3,135	2				
	幸手市	11	16		14	20	13		13		
	吉川市	3	36		106	744			17		2
	騎西町										
	南河原村	2	2		2				6		
	北川辺町		1			160					
	大利根町										
	宮代町	4	8		15	80	18		18		
	白岡町	2	11		29	727	5		15		1
	菫浦町	2	5		14	20					
	栗橋町					255					
	鷲宮町	18	2		2		8			1	
杉戸町	15	33	8	44	49			32			
松伏町	5	13		28	28		5				
庄和町											
北部	熊谷市	5	3		10	40			28		
	本庄市										
	深谷市	6	33		39	98					
	美里町										
	児玉町										
	神川町										
	神泉村		2		2						
	上里町										
	大里村										
	江南町										
	妻沼町	1									
岡部町		4		2	3	2					
川本町											
花園町		1									
寄居町	7	7		7							
秩父	秩父市	1	1		1	130		10	1		
	横瀬町		2								
	皆野町									5	
	長瀬町		2								
	小鹿野町										
両神村											

災害拠点病院・救命救急センター・感染症指定医療機関・周産期母子医療センター

高度救命救急センター：特に広範囲熱症、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れ

基幹災害拠点病院：研修施設あり

総合周産期母子医療センター：常時受入体制を有し、合併妊娠症、胎児異常等ハイリスク妊娠に対する周産期医療を行うことができる

1種感染症指定医療機関：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、SARS、天然痘、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱及び2種以下の感染症を対象とする。

2種感染症指定医療機関：コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性灰白髄炎、ジフテリア及び3種以下の感染症を対象とする。

NO.	医療機関名	救命救急センター	災害拠点病院	感染症指定医療機関	周産期母子医療センター	所在地	電話番号
1	川口市立医療センター		基幹		地域	川口市西新井宿180	048-287-2525
2	自治医科大学附属大宮医療センター		地域			さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
3	埼玉医科大学総合医療センター	高度	地域		総合	川越市鴨田1981	049-228-3400
4	北里研究所メディカルセンター病院		地域			北本市荒井6-100	048-593-1212
5	埼玉県済生会栗橋病院		地域	2種		北葛飾郡栗橋町大字小右衛門714-6	0480-52-3611
6	深谷赤十字病院		地域	2種	地域	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
7	さいたま赤十字病院		地域			さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
8	獨協医科大学越谷病院		地域			越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
9	防衛医科大学校病院					所沢市並木3-2	042-995-1511
10	独立行政法人国立病院機構西埼玉病院				地域	所沢市若狭2-1671	042-948-1111
11	埼玉医科大学病院			1種	地域	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1111
12	さいたま市立病院			2種	地域	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
13	東松山市立市民病院			2種		東松山市大字松山2392	0493-24-6111

県内の血液センター

NO.	血液センター	所在地	電話
1	埼玉県赤十字血液センター	埼玉県日高市高萩1370-12	042-985-6111
2	埼玉県伊奈赤十字血液センター	埼玉県伊奈町小室790	048-722-1211
3	埼玉県熊谷赤十字血液センター	埼玉県熊谷市奈良新田398-1	048-525-1330

救援の程度、方法（厚生労働省告示第343号） 資料3-4

厚生労働省告示第343号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

平成16年9月17日

厚生労働大臣 坂口 力

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。

3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難所

イ 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,433,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文及び第3項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(2) 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,433,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

(2) 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第5条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,300円	22,200円	32,700円	39,100円	49,600円	7,200円
冬季	28,500円	36,800円	51,400円	60,300円	75,600円	10,300円

(4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

(2) 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

(2) 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

(2) 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺(附属品を含む。)
- ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ハ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人193,000円以内、小人154,400円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより

行うこととする。

- (1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- (2) 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- (3) 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。
(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- (2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり519,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行うものであること。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

- (4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

- (2) 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

3 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- (1) 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- (2) 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

県内火葬場一覧

資料3 - 5

	名称	所在地	電話番号	構成市町村
1	浦和斎場	さいたま市桜区大字下大久保1523 - 1	048-855-6246	さいたま市
2	大宮聖苑	さいたま市見沼区染谷2 - 350 - 1	048-682-2800	さいたま市
3	川越市斎場	川越市旭町1 - 20 - 9	049-242-2739	川越市
4	所沢市斎場	所沢市北原町1282	0429-93-9931	所沢市
5	埼玉西部広域事務組合 広域飯能斎場	飯能市大字飯能948 - 3	042-974-4560	飯能市、狭山市、日高市
6	広域静苑組合 越生斎場	越生町大字鹿下338 - 6	049-292-5955	越生町、毛呂山町、鶴ヶ島市、鳩山町
7	比企広域市町村圏組合 東松山斎場	東松山市松山町2 - 8 - 32	0493-22-4279	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、東秩父村
8	秩父広域市町村圏組合 秩父斎場	秩父市大字大宮5361 - 2	0494-23-2489	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、両神村
9	熊谷市立葬斎 (メモリアル彩雲)	熊谷市大原2 - 1 - 1	0485-21-0021	熊谷市
10	深谷市・岡部町 共同事務組合深丘園	岡部町大字山河397 - 1	0485-85-2900	深谷市、岡部町
11	児玉郡市広域市町村圏 組合立斎場 (児玉聖苑)	美里町大字木部537 - 4	0495-76-1881	本庄市、美里町、児玉町、神川町、上里町、神泉村
12	行田市斎場	行田市大字佐間1751	0485-59-1996	行田市
13	羽生市斎場	羽生市東3 - 42 - 2	0485-61-0436	羽生市
14	聖典株式会社谷塚斎場	草加市瀬崎町1839	0489-22-2342	-
15	広域利根斎場組合	加須市川口4 - 3 - 5	0480-65-8234	加須市、久喜市、幸手市、栗橋町、騎西町、大利根町、菖蒲町、北川辺町、鷲宮町、宮代町
16	埼玉葛斎場組合斎場	春日部市大字内牧1431	048-752-3441	春日部市、岩槻市、蓮田市、白岡町、杉戸町、庄和町
17	越谷市斎場	越谷市東町4 - 35	0489-86-7386	越谷市
18	三郷市斎場	三郷市茂田井15	0489-52-5885	三郷市
19	吉川市斎場	吉川市大字平沼959 - 1	048-981-6933	吉川市
20	埼玉県央広域事務組合 県央みずほ斎場	川里町境1143	048-569-2800	桶川市、北本市、鴻巣市、吹上町、川里町
21	上尾伊奈斎場つつじ苑	上尾市大字瓦葺150	048-720-7870	上尾市、伊奈町

収用第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
 第 81 条第 2 項
 第 81 条第 4 項
 第 183 条において準用する第 81 条第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 物 資 を
 第 183 条において準用する第 81 条第 4 項

収用する。

(理 由)

年 月 日

埼 玉 県 知 事

印

収用すべき物質 の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

保管第 号

公 用 令 書

住所
氏名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
 第81条第3項
 第81条第4項
 第183条において準用する第81条第3項
 第183条において準用する第81条第4項

の規定に基づき、次のとおり保管を

命ずる。

(理由)

年 月 日

埼玉県知事

印

保管すべき 物質の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

使用第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
第 82 条
第 183 条において準用する第 82 条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋

又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

埼玉県知事

印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所
氏 名

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第81条第2項

第81条第3項

第81条第4項

第82条

第183条において準用する第81条第2項の規定に基づく公用令書（ 年

第183条において準用する第81条第3項

第183条において準用する第81条第4項

第183条において準用する第82条

月 日 第 号) に係る処分を取り消したので、武力

攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

第16条

第52条において準用する第16条の規定により、これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

埼玉県知事

印

様式第2号（第2条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所 _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 印の欄には記入しないこと。

様式第3号（第3条関係）

安否情報回答書

年 月 日			
殿			
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）			
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

生活関連等施設の定義

資料4 - 1 -

種別	施設	根拠法令	施設の利用者または利用する事業	規模	その他の定義
電気	発電所	電気事業法 第2条第1項	電気事業者(同法同条同項第10号)及び卸供給事業者(同法同条同項第12号)が利用する	最大出力5万キロワット以上	
	変電所			使用電圧10万ボルト以上	
ガス	ガス発生設備 ガスホルダー ガス精製設備	ガス事業法 第2条第13項	簡易ガス事業を除く 簡易ガス事業(同法同条第3項) 高圧ガス又は液化石油ガスの集合、気化装置の付いた容器を用いてガスを発生させ、導管により団地内の個々の住宅まで(供給地点70以上)ガスを供給する事業		
水道	取水施設 貯水施設 浄水施設 配水池	水道法	水道事業(同法第3条第2項)及び水道用水供給事業(同法同条第4項)の用に供する	1日につき供給能力10万立方メートル以上	
鉄道・軌道	鉄道施設	鉄道事業法 第8条第1項	鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	1日当たりの平均利用者数10万人以上	
	軌道施設	軌道法			
電気通信	交換設備	電気通信事業法	電気通信事業者(同法第2条第5号)がその事業の用に供するもの	利用者の電気通信設備及び移動端末設備(共に3万以上)と接続される伝送路設備と接続されるもの	
放送局	無線設備	放送法 第3条第3号	1. 日本放送協会又は一般放送事業者(同法第2条第3号の3)が国内放送を行う 2. 他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、同時に再送信する放送を主として行うもの以外		
河川管理施設	ダム	河川管理施設等構造令第2章		基礎地盤から提頂までの高さが15メートル以上	土砂の流出を防止し、及び調節するために設けるダム以外

危険物質等の定義

資料4 - 1 -

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
危険物		消防法 第2条第7項	同法第9条の4の指定数量以上のもの	指定数量以上の貯蔵及び取扱の場所に関しては、許可が必要
	酸化性個体 (塩素酸塩類など)	同法別表第1 第1類		危険物の種類に応じて、 指定数量:50Kg、300Kg、1000Kg の3段階
	可燃性固体 (赤りん、硫黄など)	第2類		危険物の種類に応じて、 指定数量:100Kg、500Kg、1000Kg の3段階
	自然発火性物質及び 禁水性物質 (カリウム、ナトリウムなど)	第3類		危険物の種類に応じて、 指定数量:10Kg、20Kg、50Kg、 300Kgの4段階
	引火性液体 (石油類、アルコールなど)	第4類		危険物の種類に応じて、 指定数量:50Lから10000Lまでの8 段階
	自己反応性物質 (ニトロ化合物など)	第5類		危険物の種類に応じて、 指定数量:10Kg、20Kg、50Kg、 100Kgの4段階
	酸化性液体 (過酸化水素水など)	第6類		指定数量:300Kg
毒物及び劇物	毒物(58成分)	毒物及び劇物取締法 第2条第1項 同法別表第1	・医薬品及び医薬部外品以外 (同法第2条) ・以下の者が取り扱うもの (令第28条第2号) 毒物劇物業者 (同法第3条第3項) 特定毒物研究者 (同法第3条の2第1項) 業務上取扱者 (同法施行令第41条)	毒物劇物業者(登録制) :製造業者、輸入業者、販売業者 業務上取扱者 金属めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業 (5トン車以上) しろあり防除業
	劇物(240成分)	同条第2項 同法別表第2		
火薬類	火薬	火薬類取締法 第2条第1項第1号		製造、販売、貯蔵はそれぞれ、許可を受けた製造施設、販売所、火薬庫で行わなければならない。 許可権者 製造:経済産業大臣 販売:知事 許可:知事
	爆薬	同法同条同項第2号		
	火工品	同法同条同項第3号		
高压ガス		高压ガス保安法 第2条	(同法第3条:適用除外) ・高压ボイラー及びその導管内における高压蒸気 ・鉄道車両のエアコンディショナー内 ・船舶内、鋳業を行うための設備内 ・航空機内 ・電気工作物(発電用のもの)内 ・原子炉及びその付属施設内 ・災害の発生のおそれのないもので政令で定めるもの	製造及び貯蔵所(容積300立方メートル以上)の設置は知事の許可又は届出が必要(許可、届出の別はガス種及び容積による) 販売は、販売所ごとに知事への届出が必要
核燃料物質及びこれによって汚染されたもの		原子力基本法 第3条第2号	次の者が所持するもの ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等 ・当該事業者等から運搬を委託された者 ・受託貯蔵者	右の事業者等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項) 精錬事業者 加工事業者 原子炉設置者 外国原子力船運行者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 使用者
核原料物質		原子力基本法 第3条第3号	低濃度又は微量で、使用の際に届出が不要なもの(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)以外のすべて	
放射性同位元素及びこれによって汚染されたもの		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第2条第2項	許可届出使用者等(同法第32条)が所持するもの	

危険物質等の定義

資料4 - 1 -

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
毒薬及び劇薬	毒薬	薬事法 第44条第1項	薬局等開設者(同法第46条第1項)が取り扱うもの	薬局等開設者(許可制) 薬局開設者 医薬品の製造業者 輸入販売業者 販売業者
	劇薬	薬事法 第44条第2項		
高圧ガス		高圧ガス保安法 第2条	電気事業法第38条第3項の電気 工作物(発電用のものに限る)内	
生物剤及び毒素	生物剤	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 第2条第1項	業として取り扱う者が取り扱うもの	生物剤(同法第2条第1項) 微生物 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの又は毒素を産出するもの
	毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 第2条第2項		毒素(同法第2条第2項) 生物によって生産される物質 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの 人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含む
毒性物質		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 第2条第1項	次の者が所持する者 ・許可製造者 (同法第7条第1項) ・許可使用者 (同法第12条) ・承認輸入者 (同法第15条第1項第2号) ・廃棄物義務者 (同法第18条第2項) ・指定物質の製造(同法第24条第1項から第3項及び第27条)、 使用(同法第26条)、輸入に関する届出をした者(同法第27条)	毒性(同法第2条第1項) 人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的もしくは持続的に著しく害する性質

危険物等取扱者に対する措置について

資料4 - 2

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
危険物 (令第28条第1号)	総務大臣	2以上の都県にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの	1. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限	南河原村のみ適用
	知事	消防本部所在市町村以外で貯蔵及び取り扱われるもの	2. 所在場所の変更又はその廃棄	
	市町村長	消防本部所在市町村で貯蔵及び取り扱われるもの		
毒物及び劇物 (令第28条第2号)	厚生労働大臣 一部の業者については知事	製造業者及び輸入業者が取り扱うもの	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	保健所を設置する市 さいたま市 川崎市
	知事 (店舗の所在地が保健所を設置する市にある場合は市長)	販売業者が取り扱うもの		
	厚生労働大臣 及び知事	特定毒物研究者及び業務上取り扱う者が取り扱うもの		業務上取扱者 金属めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業(5トン車以上) しるあり防除業
火薬類 (令第28条第3号)	経済産業大臣	製造業者 販売業者 消費者	製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止(火薬類取締法第45条第1号)	
		製造業者 販売業者 消費者 その他火薬を取り扱う者	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		所有者 占有者	火薬類の所在場所の変更又は破棄(同法同条第3号)	
		破棄した者	廃棄した火薬類の収去(同法同条第4号)	
高圧ガス (令第28条第4号)	経済産業大臣 又は知事	第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者	製造のための施設、第一種貯蔵者、第二種貯蔵所、販売所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止(高圧ガス保安法第39条第1号)	
		第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者 その他高圧ガスを取り扱う者	製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者	破棄又は所在場所の変更(同法同条第3号)	

危険物等取扱者に対する措置について

資料4 - 2

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
核燃料物質 (令第28条第5号)	経済産業大臣	精錬事業者 加工事業者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物による災害を防止するための必要な措置(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項)	
	文部科学大臣	使用者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者		
	国土交通大臣	船舶又は航空機による運搬に係る場合 鉄道、軌道、策動、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬であって、運搬するもの以外		
核原料物質 (令第28条第6号)	文部科学大臣	下記以外	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	
	経済産業大臣	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する精錬事業者が所持するもの		
放射性同位元素及びこれによって汚染された物 (令第28条第7号)	文部科学大臣	使用者 販売業者 賃貸業者 廃棄業者 これらの者から運搬を委託された者	1. 所在場所の変更 2. 汚染の除去 3. その他放射線障害を防止するために必要な措置(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第4項)	
毒薬及び劇薬 (令第28条第8号)	厚生労働大臣	下記以外	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	知事の処分を受けている者 薬局開設者 製造業者の一部 輸入業者の一部 販売業者
	厚生労働大臣及び知事	知事の処分を受けている者が所持するもの		
	農林水産大臣	専ら動物のために使用されることが目的とされるもの		
高圧ガス (令第28条第9号)	経済産業大臣	事業用電気工作物(発電用)内	2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限	事業用電気工作物の根拠法令 電気事業法第38条第3項
生物剤及び毒素 (令第28条第10号)	生物剤又は毒素に係る事業を所管する大臣		3. 所在場所の変更又はその廃棄	右の事業を所管する主な大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
毒性物質(許可、届出をした者が所持するもの) (令第28条第11号)	経済産業大臣			

核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口一覧

放射線物質に関する指導、助言を得ることができる機関

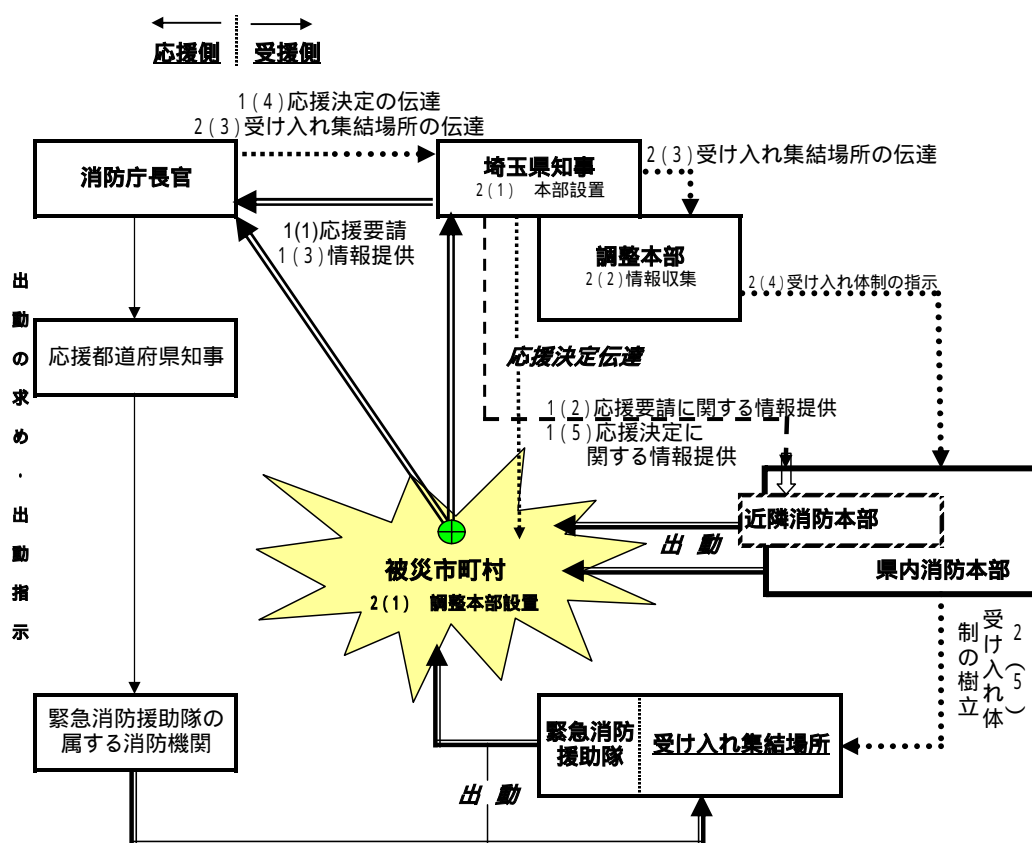
文部科学省原子力安全課 原子力規制室 電話 03(6734)4036

経済産業省原子力防災課 電話 03(3501)1637

放射線障害等に関して、助言を得ることができる機関

放射線医学総合研究所 緊急被爆医療センター 電話 043(251)2111(代)
内線555,466

緊急消防援助隊受援体制フロー



緊急消防援助隊受援手順

- | | |
|---|--|
| <p>1 応援要請</p> <p>(1) 応援要請
知事から消防庁長官への応援要請
(様式1-1)
被災市町村長の要請あり(通常)
被災市町村長の要請なし(緊急の場合)
被災市町村長から消防庁長官への
応援要請(知事と連絡が取れない場合)
知事への報告(様式1-2)</p> <p>(2) 応援要請に関する県内消防機関への
情報提供(様式1-3)</p> <p>(3) 受け入れ集結場所候補地等に関する
消防庁への情報提供</p> <p>(4) 消防庁からの応援決定の伝達</p> <p>(5) 応援決定に関する各消防本部への
情報提供(様式1-3)</p> | <p>2 受け入れ</p> <p>(1) 調整本部の設置
被災市町村による設置
県による設置
(被災地が複数の市町村である場合)</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の活動地域の決定に必要な
情報の収集
・県内各消防機関、警察、自衛隊の活動状況
の収集
・被災状況の収集</p> <p>(3) 消防庁からの受け入れ集結場所の伝達</p> <p>(4) 消防機関への受け入れ体制の指示
・受け入れ集結場所を管轄する消防本部への
指示
・調整本部が指定する消防機関への指示</p> <p>(5) 指示を受けた消防本部及び消防機関による
受け入れ体制の樹立</p> <p>(6) 指示を受けた消防本部及び消防機関による
情報提供
・被災地までの到着ルート
・活動に必要な情報</p> |
|---|--|

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
 埼 玉 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時 平成 年 月 日 時 分

（2）発生場所 市（町村） 町A丁目B番C号
 （北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況